

着地型観光等を促進するための旅行業の見直しに関する問題意識

規制改革ホットラインへの提案事項、有識者の問題意識等を踏まえると、例えば以下のような問題意識が考えられる。

- ①第3種旅行業で扱うことのできる募集型企画旅行の業務範囲を、現行の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大すべきではないか（提案事項1-1、1-2、2、有識者問題意識1）

※隣接市町村等…隣接市町村の区域及び観光庁長官の定める区域

- ②ホテル・旅館等などの宿泊施設が着地型の旅行商品を販売するために旅行業の登録を受けるときは、その登録に必要な要件（営業保証金・基準資産・旅行業務取扱管理者の選任）を緩和すべきではないか（有識者問題意識2）
- ③限定された地域のみ旅行商品を扱う地域限定旅行業には、全国の地理の知識を問う必要性はなく、旅行業務取扱管理試験の内容を見直すべきではないか（有識者問題意識1）

1. 規制改革ホットラインへの提案事項

①提案事項 1 - 1

受付日:平成25年10月16日	所管省庁への検討要請日:平成25年12月6日	回答取りまとめ日:平成25年12月25日
-----------------	------------------------	----------------------

提案事項	第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大
具体的内容	<p>【要望の具体的内容】 第三種旅行業が取扱う募集型企画旅行（パックスツアー）の実施範囲を現在の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】</p> <p><規制の現状> 現在の旅行業法施行規則では、旅行業の種類を第1種、第2種、第3種、地域限定の4種に分けている。取扱うことができる募集型企画旅行（パックスツアー）の実施範囲は、第1種は海外まで、第2種は国内まで、第3種と地域限定はともに国内の営業所のある市町村とその隣接市町村に限定されている。</p> <p><要望理由> 交通網の発達により旅行者の一日の行動範囲が広域化しており、旅行者が求めるいわゆる着地型旅行（地域（着地）側の事業者が主体となって提供する地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラム）も隣接する都道府県にまで広がることもある（例：伊勢（三重県）と熊野（和歌山県）を結ぶ熊野古道伊勢路）。着地型旅行を提供する事業者を増やすため、2013年4月には取り扱う旅行の範囲を全て隣接市町村に限定し、その代わりに必要とされる営業保証金や基準資産の額も第三種より引き下げられた地域限定旅行業が創設されたが、隣接市町村より広い範囲の着地型旅行の提供の機会の充実を図り、また地域限定と第3種との差別化を図るためにも、第3種の提供できる募集型企画旅行の範囲を隣接都道府県まで拡大すべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 観光立国の実現に向け、旅行者が選択できる着地型旅行の幅が拡大するするとともに、地域に根差し魅力的な着地型旅行を提供する事業者の競争力が強化される。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	第三種旅行業が取り扱うことのできる募集型企画旅行の範囲は、営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内で実施されるものに限定されています（旅行業法施行規則第一条の二第三号）。
該当法令等	旅行業法施行規則第1条の2
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	ご提案の内容は、第二種旅行業者が着地型旅行商品を造成・販売することで対応可能です。第三種旅行業者の業務範囲拡大については、消費者保護の観点から設定されている第三種旅行業の営業保証金額・基準資産額の引き上げなどについても考慮する必要があります。

②提案事項 1 - 2

受付日：平成26年2月10日	所管省庁への検討要請日：平成26年3月18日	回答取りまとめ日：平成26年5月16日
----------------	------------------------	---------------------

提案事項	第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大
具体的内容	<p>【先の回答に対する再提案】 第二種旅行業ではなく、第三種旅行業が取り扱う企画旅行の実施範囲の拡大を改めて求める。なお、第三種旅行業が取扱う募集型企画旅行（パックツアー）の実施範囲を現在の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大する際に、営業補償金額・基準資産額の引き上げについて考慮する必要があるとするならば、引き上げの幅とその算定根拠を示されたい。</p> <p>【提案理由】 地域の事業者が提供する着地型旅行商品の魅力を高めるため。</p>
提案主体	（一社）日本経済団体連合会

	所管省庁：国土交通省
制度の現状	第三種旅行業者が取り扱うことのできる募集型企画旅行の範囲は、営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内で実施されるものに限定されています（旅行業法施行規則第一条の二第三号）。
該当法令等	旅行業法施行規則第1条の2
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	隣接都道府県を範囲とする旅行商品は、隣接市町村を範囲とする旅行商品に比して商品単価が高いことから、倒産等のリスクを考慮すると、消費者保護の観点から相応の営業保証金が供託される必要があります。したがって、隣接都道府県を範囲とする旅行商品については、第二種旅行業者が造成・販売することが望ましく、第三種旅行業における実施範囲の拡大については、現時点では考えておりません。

③提案事項 2

受付日:平成26年10月24日	所管省庁への検討要請日:平成26年11月21日	回答取りまとめ日:平成26年12月16日
-----------------	-------------------------	----------------------

提案事項	旅行業法の規制緩和について
具体的内容	第3種旅行業者の募集型企画旅行の商品造成において、営業所が所在する市町村やそれに隣接する市町村内での実施に限定されており、広域圏内での商品造成が出来ない。(例:高山市に所在する営業所では南砺市や金沢市を含んだ旅行商品を造成できない) 第3種旅行業者が募集型企画旅行商品を造成できる範囲を営業所が所在する市町村の隣県まで拡大し、さらに広域圏内での募集型企画旅行商品の造成が出来るよう規制を緩和する。
提案主体	岐阜県高山市

	所管省庁:国土交通省
制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> 旅行業を営むためには、その業務範囲に応じた登録を受ける必要があります。 第3種旅行業者が催行できる募集型企画旅行の区域は、「営業所の存する市町村」、「これに隣接する市町村」及び「観光庁長官の定める区域」に限られております。 旅行業法及び同施行規則は、その登録の種別・業務範囲に応じた、一定額以上の資産の保有(規則第3条)及び営業保証金(旅行者が旅行会社に対して有する債権の引き当てとなるもの)の供託(法第7条)を求め、消費者保護を図っております。
該当法令等	旅行業法施行規則第1条の2第3号
措置の分類	対応不可
措置の概要	<p>旅行業法は、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とした、消費者保護の法律であり、倒産等のリスクを考慮して、左記のとおり、業務範囲に応じた額の基準資産の保有、営業保証金の義務等を旅行業者に課しております。</p> <p>第3種旅行業者に課される基準資産等の要件は、隣接市町村の区域までを業務範囲とすることを前提に定められたものであるため、そうした要件のみしか満たしていない旅行者について、隣接都道府県を含めた区域での業務を認めることはできません。</p> <p>以上より、かかる提案は応じられません。</p>

2. 有識者の問題意識

①有識者問題意識 1（木村代表取締役）

第6回地域活性化ワーキング・グループ(H26.11.21) 資料・議事録(抜粋)

2014年11月21日(金)
規制改革会議地域活性化 ワーキング・グループ

地域・中小企業の現場からみた“規制改革”

ビズデザイン株式会社 木村乃

(1) 旅行、観光関係の規制課題

- 地域主導で着地型ツアーを造成する場合、いくつも市町村を跨いだツアーを考えることはほぼないので、旅行業取得の為に全国の交通事情や地理的な知識を必要とする免許取得条件は適切ではない。それよりも、地域の歴史や特色・文化を深く理解することを優先した免許取得条件とするのがよい。(第三種旅行事業者)
- いわゆるニューツーリズムを促進するには、旅行業関係者以外の専門知識を持った事業者や個人が主体的に関わる必要がある。2012年に地域限定旅行業が新たに設置されたが、個人や一般企業、NPO法人、任意団体でも着地型ツアーを行えるよう、さらなる緩和が必要ではないか。(第三種旅行事業者)
- 地域主導の着地型観光の活性化においては、隣接しない近隣市町村を周遊圏に含んだ日帰り旅行のニーズが高い。当該市町村限定の第3種と国内旅行ができる第2種の間に第2.5種レベルの免許資格が必要ではないか。(第三種旅行事業者)

○木村代表取締役

第1に、旅行、観光関係です。

地域活性化というときに、交流人口という言い方をされていますけれども、旅行、観光関係の手法を使って活性化を図ろうというのは、常日ごろ幅広く行われているところでありまして、ですが、御承知のとおり、旅行業には法律がございまして。宿泊に関しては、旅館業法もございまして。こういった法律をきちんと見ていると、今やっていることは厳密に言えば法的に支障があるのかもしれないことを気づいてしまう。そういった団体、NPOの方も多くいらっしゃると思いますし、私自身もそのような経験をしております。

具体的には、旅行業に関しては、事業者が一種、二種、三種、地域限定旅行事業者とございましてけれども、この一種でも二種でも三種でも地域限定でも、それぞれいろいろな問題があると思います。

地域に関しては、三種と地域限定というところが深くかかわってくるのですが、例えば、1つ目に挙げておりますのは、地域主導で着地型ツアー、つまり、その町をつぶさに知っていたら、ありのままの姿を体験していただくということで企画をするわけですが、この事業をやっていく上でやはり旅行事業の免許は必要で、第三種もしくは地域限定の旅行事業者になることは必定とされます。

しかし、その免許の内容が、これは実際に第三種旅行事業者から聞いた話ですけれども、全国の交通事情、地理的な知識云々ということが求められておいて、地域限定であれば、むしろ地域に造詣が深いといったことを求められるような制度改革あるいは制度運用をなさるべきではないかという提案もいただいているところです。

2つ目ですが、ニューツーリズムという新しいタイプの旅行を進めていく上で、2012年に先ほど申しましたような地域限定旅行業ということで緩和されておりますけれども、これでもや

はり旅行事業者でなくてはならない。つまり、供託金といった仕組みがございまして、個人あるいは一般企業さんが、親睦のためとか、地域活性化のために、あるいは、NPO 法人さん、任意団体さん、こういった方々が公募型の着地型ツアーを行うことは、直接的には一切できないということです。

もちろん、報酬を得てということが制限になるのですけれども、旅行代金をいただいてやることができないことが問題で、それをクリアするには、一度友達になって、友達でバスを仕立ててやっている形をとらざるを得ない。そうすると、手間ももちろんふえますし、幅広く公募をしてたくさんの方にその地域を知っていただくということがなかなかできないという実情がございまして。

3つ目ですが、地域主導の着地型観光の活性化においては、隣接しない近隣市町村を周遊圏に含めてやりたいというニーズがあるということです。

例えば、三浦半島がありますが、横須賀市という大きな街がありますが、隣ではなく、隣の隣に鎌倉市があります。そうすると、横須賀市の事業者さんが鎌倉市を射程に入れて周遊することが第三種旅行事業者さんにはできないということがあります。

たまたま行政界がそこにあるというだけでできない、隣接していないのでできないということがございまして。こういったところを、一応、法律上は観光庁長官が指定する区域に入っていればいいことになってはいますが、原則としては隣接する市町村ということになっておるようですので、観光圏という概念もありますけれども、隣接もしくはそれにさらに隣接しているとか、そういったことが認められますと、東京オリンピックに向けてもいろいろと企画ができるのではないかとということをおっしゃっています。

②有識者問題意識 2（星野代表）

第 8 回地域活性化ワーキング・グループ(H26. 12. 4) 資料・議事録（抜粋）

平成26年12月4日

星野リゾート

代表 星野 佳路

観光分野の事業展開における課題

5. ホテルのコンシェルジュによる地域のアクティビティの案内（旅行業）

○星野代表

旅行業法関連で5番についてですが、海外のホテルに皆さん泊まりに行くと、フロントの横にパンフレットがいっぱい並んでいると思うのです。例えば、ホエールウォッチングの業者さんがいると、ホエールウォッチングをしませんかと言って、コンシェルジュというのがいて予約をとってくれるのです。また、コンシェルジュがいないような小さなホテルでも、フロントのスタッフがにこにこして、どこか参加したいイベントがあったら、私が予約をとりますよと。予約をとると、迎えに来てくれたりとか、また、行くとそこに参加できたりするわけです。

なぜかという、予約をとって、お客様がホエールウォッチングやバードウォッチングに参加するとその料金の一部がホテルに入ってくる仕組みがあるからなのです。収益の一部と見ているわけです。そこで、どんどん案内して、滞在中にいろいろな体験をしてもらおうというモチベーションがホテル側に生まれるのですが、これが日本では長くできていないのです。なぜできていないかという、そういうアレンジをして料金をとること自体が旅行業に当たるため、ホテルや民宿やペンション側がやってはいけない業務になっているからなのです。

今回いろいろ調べていただいて、私も観光圏とか緩和された法律ができていているということも知っているのですが、それでもまだ試験を受けて、それ以外に100万円の費用を払わなくてはならないようです。ですから、小さな旅館や民宿、ペンションなどの人たちと地域のアクティビティを企画しているエコツーリズムの団体や、それからバードウォッチング、ホエールウォッチングとか、陶芸教室とか、そういう滞在中の魅力を増していこうという滞在中のアクティビティを担当している事業者さんとがうまく連携していくためには、こういうもの自体が私は必要ないと思っているのです。もっと自由にやらせたほうがいい。ですから、ホテルから案内してくれれば幾らか差し上げますよと。

逆にレストランのアレンジもそうですね。滞在中に、旅館の場合には、必ず自分のところで食べさせるというのは問題で、泊食分離をしたほうがいいと私は言っているのですけれども、泊食分離をすると旅館が利益を失うと思っているわけですね。ところが、町のいいレストランを紹介して、そこにあっせんして食べてもらえば、お客さんも喜ぶし、その一部が入ってくるとなると、町の中にはこんないいレストランがありますよとか、こんないい食べる場所がありますよと紹介し始めると思うのです。それが本当の意味で国が目指してきた着地型観光だと思うのです。

発地型観光というのは、行く前に全てをアレンジしておくというものです。インバウンドな時代には、着いてから、さあ明日何をやろうとお客様は考え始める。そこに対して、滞在が楽しくなるようにホテル側で一生懸命案内する。地域のアクティビティやレストランの人たちも、そういう集客を目指してみんな努力をする。そういうことをお客様にうまく紹介して、アレンジして、ロジスティクスを含めてやっていくためには、こういう旅行業という規制自体が要らないのではないかというのが私の一つの提案です。